

社団法人日本ボート協会

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内

TEL : 03-3481-2326 FAX : 03-3481-2327

URL : <http://www.jara.or.jp>

平成19年4月16日

競技団体各位

社団法人日本ボート協会
理事・競技委員長 長井俊蔵

第57回全日本社会人選手権大会の出漕資格について

標記大会の開催要項第9項【出漕資格】(2)に下記の文言を追加します。

(2) 都道府県ボート協会の一般加盟団体に登録し、日本ボート協会に平成19年度選手登録をした者。但し、学校教育法第1条に定める学校に在学する生徒、学生は参加できない。

■学校教育法第1条で定める学校

第1条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。